



第5章

教育・保育及び地域子ども子育て 支援事業の量の見込みと確保方策



1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

第1期計画では、町全域を1つの区域として実施しており、引き続き、需要分析を行いながら、教育・保育提供区域を1区域で実施していきます。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「量の見込み」等を算出する項目・・・・・・・・

下記の事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業 (認定区分)			対象家庭
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭
	保育認定	認定こども園 保育園		
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭
1	時間外保育事業（保育園延長保育）	ひとり親家庭、共働き家庭
2	放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）	ひとり親家庭、共働き家庭
3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	すべての家庭
4	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭
	（その他）	ひとり親家庭、共働き家庭
6	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭、共働き家庭
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭
8	利用者支援事業	すべての家庭
9	妊婦健康診査事業	すべての妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度に移行していない幼稚園の利用者

(2) 「量の見込み」の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで「ニーズ量」が算出されます。

ステップ1

～家庭種類の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭種類の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

町民ニーズに対応できるように、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から6年度まで各年度のニーズ量が算出されます。

～量の見込みの決定～

ステップ1～6で求めたニーズ量を、本町の実績に踏まえ、子ども・若者会議の審議を経て、ニーズ量の補正を行い、各項目の「量の見込み」として決定しました。

【家庭類型について】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120時間以上	120時間未満 60時間以上	60時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE 《保育の必要性あり》	タイプE'		
	120時間未満 60時間以上				《保育の必要性なし》		
	60時間未満		タイプC'				
未就労			タイプD			タイプF	

タイプA : ひとり親家庭 (母子又は父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 子ども人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を、平成27年から平成31年までの住民基本台帳（各年3月31日現在）を用いて、コーホート変化率法により推計しました。

子ども人口の見込みは、年々減少しており、令和6年度では4,813人となることが予測されます。

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	348人	342人	334人	326人	318人
1歳	359人	360人	353人	345人	336人
2歳	382人	353人	355人	348人	340人
3歳	439人	400人	370人	372人	364人
4歳	449人	453人	412人	382人	383人
5歳	443人	426人	431人	392人	363人
6歳	431人	460人	443人	448人	406人
7歳	475人	432人	462人	444人	449人
8歳	464人	480人	437人	468人	450人
9歳	487人	473人	490人	446人	478人
10歳	498人	479人	466人	483人	438人
11歳	479人	504人	484人	471人	488人
合計	5,254人	5,162人	5,037人	4,925人	4,813人

4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育園、認定こども園・・・・・・・・

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育園は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。



この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【今後の方向性】

幼稚園から認定こども園への移行や、今後、保育園の整備を行うなど、教育・保育ニーズに対応していきます。

子どもの人口は減少傾向であるものの、母親の就業率の上昇による保育ニーズが発生することが考えられます。特に、0～2歳の保育ニーズに対応していくため、定員の弾力的運用を行います。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保量を定めました。

【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,331人		741人	348人	
量の見込み（A）		571人 <町外> 90人	20人	740人	223人	20人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	681人		1,169人	274人	43人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	7人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		681人		1,169人	281人	46人
過不足（C）＝（B）－（A）		0人		429人	58人	26人

※ 1号認定には、教育認定児を含む

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,279人			713人	342人
量の見込み（A）		548人 <町外> 90人	20人	711人	214人	19人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	658人		1,192人	274人	43人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	7人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		658人		1,192人	281人	46人
過不足（C）=（B）-（A）		0人		481人	67人	27人

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,213人			708人	334人
量の見込み（A）		519人 <町外> 90人	19人	675人	213人	19人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	628人		1,222人	274人	43人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	7人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		628人		1,222人	281人	46人
過不足（C）=（B）-（A）		0人		547人	68人	27人

※1号認定には、教育認定児を含む

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,146人			693人	326人
量の見込み（A）		491人 <町外> 90人	18人	637人	208人	18人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	599人		1,286人	298人	49人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	7人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		599人		1,286人	305人	52人
過不足（C）=（B）-（A）		0人		649人	97人	34人

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,110人			676人	318人
量の見込み（A）		476人 <町外> 90人	17人	617人	203人	18人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	583人		1,302人	298人	49人
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	—		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	—	—	—	7人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所等上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		583人		1,302人	305人	52人
過不足（C）=（B）-（A）		0人		685人	102人	34人

※1号認定には、教育認定児を含む

5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間から延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現在は、町内の認可保育所7園で実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数 (1 か月あたり)	5,504 人 (459 人)	6,089 人 (507 人)	6,696 人 (558 人)	6,879 人 (573 人)
実施箇所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

【今後の方向性】

時間外保育事業は、見込み量に対する提供量は十分に確保できている状況ですが、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、時間外保育事業の充実を図ります。長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長保育を行う保育園を推進します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	647 人	624 人	603 人	578 人	562 人
実施箇所数 (確保方策)	9 か所	9 か所	9 か所	10 か所	10 か所
提供量	647 人	624 人	603 人	578 人	562 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

平成30年度で7クラブ、4月の在籍人数は442人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
在籍人数	342 人	430 人	406 人	442 人
実施箇所数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所

【今後の方向性】

放課後児童クラブは、子どもたちが安心感やくつろぎを感じ、ありのままの自分で過ごすことができる居場所としての「生活」の場を大切に、今後も事業を実施するとともに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、受け入れ体制の整備拡充を図ります。

今後、一体的に又は連携して行われる放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に向け、検討を行うとともに、教育委員会と放課後児童クラブ等、福祉部局で連絡会を開くなど、情報共有と連携を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	481 人	478 人	473 人	471 人	461 人
小学 1 年生	159 人	159 人	156 人	155 人	152 人
小学 2 年生	133 人	132 人	131 人	130 人	128 人
小学 3 年生	112 人	111 人	110 人	110 人	107 人
小学 4 年生	46 人	45 人	45 人	45 人	44 人
小学 5 年生	21 人	21 人	21 人	21 人	20 人
小学 6 年生	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
実施箇所数 (確保方策)	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
提供量	540 人	540 人	540 人	540 人	540 人
過不足 (提供量－見込み量)	59 人	62 人	67 人	69 人	79 人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で必要な養育を行う事業です。

【現状】

4か所の児童養護施設に委託して実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	0 人	2 人	1 人	2 人
実施箇所数	3 か所	3 か所	3 か所	4 か所

【今後の方向性】

令和元年度において、4か所の児童養護施設で対応しています。調査結果からはニーズがない状況ですが、過去の実績からニーズ量を見込んでおり、現在の提供体制を維持していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
実施箇所数 (確保方策)	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
提供量	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

平成23年にひがしうら総合子育て支援センターを開設しました。利用者数は、近年は横ばいで推移しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	39,723 人	41,973 人	39,959 人	39,867 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

ひがしうら総合子育て支援センターの子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について啓発し、利用しやすい運営に努めます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	39,684 人	38,445 人	37,971 人	37,133 人	36,222 人
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量	39,684 人	38,445 人	37,971 人	37,133 人	36,222 人
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 一時預かり事業

① 保育園等における一時預かり

【事業概要】

保護者の仕事の都合、家庭の事情又は育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園や認定こども園等で一時的に預かる事業です。

【現状】

全保育園で一時預かりを実施しており、利用者数は平成30年度で1,229人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	1,719 人	1,156 人	1,151 人	1,229 人
実施箇所数	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所

【今後の方向性】

全保育園で一時預かりを実施していますが、未就園児の保護者の多様な就労形態やニーズに対応していくため、一時預かり事業の拡充を図ります。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	1,234 人日	1,237 人日	1,240 人日	1,243 人日	1,245 人日
実施箇所数 (確保方策)	8 箇所	8 箇所	8 箇所	9 箇所	9 箇所
提供量	1,234 人日	1,237 人日	1,240 人日	1,243 人日	1,245 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

② 幼稚園における一時預かり

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

東ヶ丘幼稚園で一時預かりを実施しており、平成30年度の利用者数は890人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	815 人	820 人	823 人	890 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

現状の提供量で充分に対応できる量だと判断できるため、現在の提供体制を維持、継続していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日	1,031 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

平成31年4月1日からは、ひがしうら総合子育て支援センターで実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	138 人	196 人	270 人	213 人
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

本町では、平成31年4月1日からひがしうら総合子育て支援センターで事業を実施しています。現状のニーズに対応できていますが、事業の周知を図るとともに、今後、医療併設型病児・病後児保育事業について検討します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	111 人日	107 人日	103 人日	99 人日	96 人日
実施箇所数 (確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量	111 人日	107 人日	103 人日	99 人日	96 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) ファミリー・サポート・センター

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

平成28年度に放課後児童クラブの受け入れ時間を拡充したため、利用者数が減少しましたが、平成30年度では836人となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	1,174 人	601 人	599 人	836 人

【今後の方向性】

依頼会員と援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実させ、利用を促進していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	789 人日	787 人日	775 人日	769 人日	754 人日
提供量	789 人日	787 人日	775 人日	769 人日	754 人日
過不足 (提供量－見込み量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(8) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等又は妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ② 教育・保育・保健施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【現状】

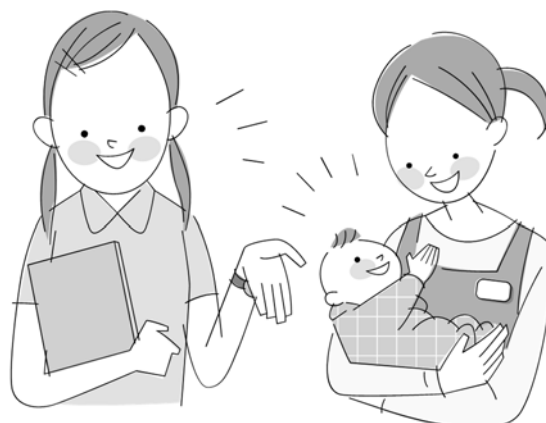
ひがしうら総合子育て支援センターで基本型・特定型、保健センターで母子保健型を実施しています。

また、コーディネーターを平成30年度に1人配置し、令和元年度では2人を配置しました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
子育て支援コーディネーター配置数(人)	—	—	—	1	2

【今後の方向性】

ひがしうら総合子育て支援センターにおいて、基本型として認定や入所相談、様々な事業、地域資源の紹介、利用調整等を実施するとともに、保健センターで母子保健型として産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
基本型・特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(9) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

妊婦健診に係る費用を助成することで、妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ受診者数	5,353 人	5,222 人	4,844 人	4,528 人

【今後の方向性】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	348 人 4,872 人回	342 人 4,788 人回	334 人 4,676 人回	326 人 4,564 人回	318 人 4,452 人回
実施体制 (確保方策)	妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠早期の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師・助産師が家庭訪問を行い、子育て情報の提供を行っています。訪問不要家庭や連絡の取れない子育て家庭には、関係機関と連携して、100%把握しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問戸数	401 件	408 件	378 件	346 件

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	348 件	342 件	334 件	326 件	318 件
実施体制 (確保方策)	里帰り出産等の何らかの事情を除き、全戸訪問を実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。				

(11) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

訪問件数は増加傾向にあり、平成30年度で185件となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問件数	124 件	137 件	185 件	185 件

【今後の方向性】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。また、支援を必要とする保護者の利用に結び付くよう、事業の周知を行っていきます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	181 件	185 件	189 件	193 件	197 件
実施体制 (確保方策)	妊婦又は乳幼児のいる母親が体調不良等により家事又は育児が困難な世帯に対し、ヘルパーを派遣し子育てを援助します。 また、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食材料費）に対する助成をする事業です。

【今後の方向性】

給食費（副食材料費）に対する助成は、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象として、令和元年10月1日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	4人	4人	4人	4人	4人
提供量	4人	4人	4人	4人	4人
過不足 (提供量－見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

子育て安心プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほか、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業です。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

6 教育・保育の一体的提供及び推進

認定こども園の検討・整備・・・・・・・・

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。利用者の就労状況にかかわらず、利用できるため、保護者の就労状況等に変化があった場合も、継続して利用することができます。

本町では保育園において教育認定児として就労をしていない家庭の児童の受入を行っており、就労の変化にも対応しています。今後、幼稚園から認定こども園へ移行しますが、引き続き、保護者の就労状況等のニーズを踏まえ、認定こども園の整備の検討を進めます。



7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。